

二本松市生活道路整備費補助金

この補助制度は、家屋や生活関連施設に通じる道路を利用される皆様が、幅員2m以上、延長20m以上の道路を、舗装及び改良の整備に要する経費に対して補助するものです。

【対象道路】 生活道路（道路法に定める道路以外の一般公共の用に利用される道路）
法定外道路（生活道路のうち、市の管理で道路法に基づき管理されない道路）
私道（私人が管理する私有道路）

【条件】 1戸以上の家屋又は生活関連施設に接続する道路
幅2m以上かつ延長20m以上

【補助率】 事業費の50%以内（千円未満切り捨て）

【整備内容】 道路の舗装及び改良（側溝も含みます）
ただし、維持補修等の部分的な修繕は除きます。

【採択審査】 下記の事項を考慮して、採択・不採択を決定します。

- 1 申請路線に接する家屋や利用する家屋（戸数）が多いこと。
- 2 申請路線に生活関連施設が接続していること。
- 3 申請路線を利用する高齢者や小学生以下の人数が多いこと。
- 4 その他必要な事項

- 【注意事項】 ● 申請者の同一世帯員等に市税滞納者がいる場合は、採択にはなりません。（※納税証明書の提出をお願いします。）
- 申請路線に隣接する土地所有者の同意が得られない場合は、採択にはなりません。
- 私道（私有地）の場合、土地の地目が「農地」の場合は「農地転用許可」が必要です。

この補助制度に申請を希望される方は、事前に事業計画等についてご相談のうえ、必要書類を添えて、市役所2階土木課または各支所産業建設課で申請してください。

○必要書類 事業計画書（計画図含む）、工事見積書、申請者名簿、納税証明書
関係者の工事施工承認書、その他市長が必要と認める書類

※見積書作成上の注意（積算基準）

- 直接工事費に係る諸経費は、40%以内とする。
- 重機運搬費は諸経費に含むものとし、別途計上しない。
- 不陸整正は現場状況によるが、補充材は標準3cmで計上。
- 産廃処分は、地区内最短距離の処理場（楸福島アスコン）で計上。
- 数量一式の表示ではなく、工種ごとに数量内訳を計上。
- 舗装展開図や計画図で確認できない工種は計上しない。
- 丁張等の準備工は計上しない。（諸経費に含む）

二本松市生活道路整備費補助金交付制度の流れ

① 申請受付（４月１日から６月３０日）

申請の受付を行います。



② 申請内容の審査（７月）

申請あったすべての生活道路を現地調査し、審査を行います。



③ 採択（不採択）通知発送（８月）

審査結果を皆様にお知らせします。



④ 工事着工（９月）

申請者において、工事を施工していただきます。

工事が完了次第、実績報告書を提出していただきます。



⑤ 工事完了、工事検査、補助金確定通知の発送（９月～１１月）

工事が完了し、補助金確定通知を発送します。



⑥ 補助金の交付（１２月）

請求書の提出後、補助金が交付されます。

以上で、事業終了となります。

※工事の進み具合によっては、工事検査以降の手続きが早まる場合もあります。

◆ お問い合わせ先 ◆

土木課維持係（電話 55-5125）

安達支所産業建設課（電話 23-9053）

岩代支所産業建設課（電話 65-2806）

東和支所産業建設課（電話 66-2503）